

平成28年6月議会

提出議案（概要）

1 条例議案 P 1

保健福祉局

【議案第102号】北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

平成28年1月29日、国家戦略特別区域法の規定に基づく国家戦略特別区域として、本市が正式に指定された。また、区域計画についても、同年4月13日に国の認定を受けた。

上記区域計画に伴う特例措置として、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合に、ユニット型指定介護老人福祉施設等の設備基準の緩和が認められることとなったことから、表記条例中、当該基準に係る特例措置として、所要の規定を設けるもの。

2 改正内容

国家戦略特別区域法の規定による特例事業を実施するユニット型指定介護老人福祉施設等にあっては、隣接する2のユニットの共同生活室を一体的に利用できるものとする。

施設の人員・設備等の基準を定めた省令中に「共同生活室は、いずれかのユニットに属する」と規定されており、現在の条例では「厚生労働省令で定める基準による」と規定しているところを、特例措置として、本市独自の基準を設けるもの。

3 施行期日

公布の日

【議案第103号】北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

1 改正理由

戸建住宅やマンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる「民泊サービス」の中には、旅館業法の許可を得ずに実施されるものが広がっており、早急な対応が求められていた。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は、旅館業法施行令を改正（平成28年4月1日施行）し、「簡易宿所営業」の許可要件（構造設備の基準：客室の延床面積の基準）を緩和することで、客室の延床面積が33平方メートル未満の小規模な施設での許可取得の促進を図った。

この旅館業法施行令改正の趣旨や、今回併せて改正された旅館業における衛生管理要領の内容を踏まえ、北九州市旅館業法施行条例を改正するもの。

2 改正内容

(1) 簡易宿所営業の施設の「構造設備の基準」の緩和（第4条関係）

現行の規定「第1項 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。」に以下の規定を追加する。

ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とし、かつ、客室の延床面積を33平方メートル未満とする施設であって、次の要件を満たすものについては、この限りでない。

ア 玄関帳場に代わる機能を有する設備を有することその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故発生時その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(2) 小規模の簡易宿所営業の施設の「衛生に必要な措置の基準」の追加（第8条関係）

現行の規定「第9号イ 簡易宿所営業 客室1.65平方メートルにつき1人」に以下の規定を追加する。

ただし、客室の延床面積が33平方メートル未満の施設（省令第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設を除く。）にあつては、客室の定員の合計は、客室の延床面積3.3平方メートルにつき1人として算定した数を超えないこと。

3 施行期日

公布の日